

大津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和7年2月5日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	松	山	延	寿

【定期監査】

大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付事務について

- 1 監査執行対象機関名 福祉部子ども未来局児童クラブ課（児童クラブ37か所）
- 2 監査執行日 令和6年7月23日
- 3 監査の結果

福祉部子ども未来局児童クラブ課が所管している大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付事務については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行などには留意されたい。

当該補助金は、放課後児童健全育成事業の需要を満たし、その利用を促進することを目的として、民間児童クラブに対し、運営費の一部を補助されているものであるが、令和5年度に実施された32件の大津市放課後児童健全育成事業に係る実績報告について、担当課は一部を除き必要な審査を行うことなく、令和6年3月31日付けで当該補助金の交付金額を確定していた。

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）第15条において「実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする」と規定されているが、担当課は当該補助金の交付金額の確定後の令和6年6月から同年7月までにかけて補助事業者の事業所（民間児童クラブ）へ出向き、当該補助金に係る審査を行っていた。

今後は大津市補助金等交付規則の規定を遵守して、適正な事務の執行に努められたい。

- 4 措置状況報告日 令和7年1月23日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助金（以下「本件補助金」という。）の交付事務については、以下の措置を講じた上で、大津市補助金等交付規則に基づき、必要な審査を行った上で、適切な時期に補助金の額を確定し、事業者へ通知することとします。

- (1) 本件補助金の事務処理マニュアルの作成

本件補助金の事務処理手順やマニュアルが整備されていなかったことから、本件補助金の事務処理マニュアルを作成し、事務処理手順及びスケジュール並びに審査に係るチェック項目及び必要書類などを可視化した上で、担当者以外の職員であっても担当者と同じ水準で審査ができるようにする。

- (2) 書類の提出方法と提出時期の見直し

補助事業者には、領収書等の本件補助金の補助対象経費に係る全ての書類の提出を求める。また、補助事業者が書類を提出する時期を年数回に分割するなど、年度末から年度当初にかけての時期に補助金の額の確定に係る事務が集中しないように工夫する。加えて、勤怠管理や開所の実績に係る書類等については、補助事業者が本市の定めた統一様式により作成することとし、効率的に審査を行う。

- (3) チェック体制の整備

年度末における補助金実績報告に係る書類の審査については、担当者だけでなく、所属全体でのチェック体制を整える。

【随時監査（工事監査）】

工事の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 教育委員会事務局教育総務課
- 2 監査執行日 令和6年8月22日
- 3 監査の結果

監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部、予定価格が130万円を超えないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約された工事（以下「小額工事」という。）において、以下に述べるように、完工検査が不適正な事案が1件、発注仕様及び施工区域の把握が不適正な事案が1件確認された。

完工検査が不適正な事案は、中学校のプールサイドのグレーチング取替工事である。この工事の発注仕様では、グレーチングの設置枚数を260枚としているところ、提出された完工写真の注釈で200枚と誤記されていたが、それを看過し、枚数の確認を怠り、完工を認め支払が行われていた。については、大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドラインを遵守し、適正な完工検査を行うよう努められたい。

発注仕様及び施工区域の把握が不適正な事案は、中学校体育館の雨漏りの発生に伴い、令和5年度に幾度か修繕が行われたが改善されなかったため、令和6年4月及び同年5月に施行された防水工事である。発注した担当課は、工事の施行箇所について、実際には、正確な施工区域の把握ができていなかった。

令和5年度の定期監査結果において、小・中学校における小額修繕工事の事務処理が不適正であった事案を指摘し、それに対して、令和6年5月28日付け大教委総第118号にて、教育長から必要な措置を講じた旨の通知があった。また、小・中学校における防水工事については、令和6年2月28日付け監査委員事務局長通知により、施工面積の出来高確認ができておらず、施工箇所の図面も作成されていないことを指摘しており、それに対して、令和6年3月19日付けで教育部長から改善内容の報告があった。

これらの通知及び報告において、小額修繕工事の管理台帳を改善することで確実な進捗管理を行うことを始め、必要な措置を講じるとされているが、本件防水工事を見る限り、機能していないといわざるを得ない。

なお、本件防水工事の施行期間の前後である令和6年4月から同年6月までにかけて、今回の工事監査対象の体育館の雨漏りに関して約30万円の修繕が5件実施されているが、これらは修繕料ではなく工事請負費で支出すべき事案である。

さらに、小額修繕工事の管理台帳が早期に改善されていれば、本件以外に発注された修繕工事の施行区域や工事の内容が整理でき、より効率的な工事発注が可能であった。

なお、今回の工事監査に併せて小・中学校の小額工事等を確認したところ、本来、工事請負費で支出すべき支障木の撤去及び伐根、運動場の遊具の撤去等の事案が、修繕料で支出されていた。

については、小額工事等の発注仕様の整理を適正に行った上、大津市財務規則（平成9年規則第73号）や出納室が作成している大津市財務会計事務の手引に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

- 4 措置状況報告日 令和7年1月28日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘のありました、完工検査が不適正な事案、発注仕様及び施工区域の把握が不適正な事案などについては、再発防止のため次の措置を講じることとしました。

(1) 完工検査が不適正な事案

業者から完工写真が提出されたときに、仕様書の数量と完工写真により確認することができる数量とを突合することを徹底する。また、支出命令の処理時に用いる見積から支払までの処理の流れ、完工写真の内容、仕様書との突合などの確認を行うためのチェックリストを作成し、副担当者がこれをチェックするとともに、支出命令に係る決裁文書に当該チェックリストを添付し、複数人で確認する体制を整える。

(2) 発注仕様及び施工区域の把握が不適正な事案

発注前に事前に業者と十分な協議を行い施工箇所の図面を作成するなど、施工区域を正確に把握するとともに、完工後は図面と完工写真を突合することにより、施工区域が適正であることを確認する。また、完工

届の決裁時には、副担当者も含め複数人で確認することを徹底する。

(3) 支出科目の誤り

支出科目については、施工内容や仕様書の内容などを案件ごとに整理しパターン化することにより、統一した事務処理を行うことができるよう改める。さらに、施行伺兼支出負担行為書及び支出負担行為兼伺書を作成するときに、施工内容、工期、支出科目等を確認するためのチェックリストを作成し、副担当者がチェックするとともに、決裁文書に当該チェックリストを添付し、複数人で確認する体制を整える。

(4) 資質能力の向上

事務の根拠法令や適正な処理手順について、大津市財務規則、大津市財務会計事務の手引などを活用した職場内勉強会を実施し、職員の資質能力の向上を図る。

これらの措置を講じることで、適正な事務処理に努めます。